

軽自動車税（環境性能割）（市町税）

軽自動車の取得に対して税を課するものです。

納める人（法第443条、444条）

軽自動車を取得し、県内に定置場を定めた人（割賦販売のものについては買主）です。

◇非課税（法第447条）

- ① 相続により軽自動車を取得した場合
- ② 法人の合併又は分割により軽自動車を取得した場合
- ③ 所有権留保付売買に係る軽自動車の所有権が、割賦払いの完了などにより、買主に移転された場合など

◇免税点（法第452条）

通常の取得価額が50万円以下である場合には課税されません。

納める額

◇税率（法第446条、法第451条）

【乗用車】R6.1.1～R7.3.31

燃費基準達成度等		自家用	営業用
電気自動車			
燃料電池自動車			
天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの		非課税	非課税
ガソリン車	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準80%達成車		
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準70%達成車	1.0%	0.5%
	☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成車		1.0%
上記以外の車		2.0%	2.0%

◇税額の計算方法

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{軽自動車の取得価額} \\ \text{(課税標準額)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

◇取得価額の決定（法第450条）

軽自動車の取得のために通常要する価額で、自動車に付加して一体となっている物（エアコン・カーナビなど）の価額も含まれます。

無償による軽自動車の取得、親族その他特殊関係のある者から著しく低い価額で取引した場合であっても、通常の取得価額になります。

納める方法（法第453条）

軽自動車検査協会で新規検査又は使用の届出を行うときに、併せて軽自動車税（環境性能割）の申告書を提出し、税を納付します。

賦課徴収の特例（法附則第29条の9）

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、定置場所在の県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行い、全額を市町へ払い込みます。

軽自動車税（環境性能割）の税率区分（詳細）

軽自動車税（環境性能割）の税率は、軽自動車の燃費性能等に応じて下表のとおりです。

【乗用車】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	01 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税
	02 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	03 ☆☆☆☆かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
	04 01~03に該当しないもの	2.0%	2.0%

【2.5t以下のトラック】

対象車両		自家用	営業用
ガソリン車	05 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準105%達成車	非課税	非課税
	06 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	07 ☆☆☆☆かつ令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	1.0%
	08 05~07に該当しないもの	2.0%	2.0%

【その他の軽自動車】

対象車両		自家用	営業用
09 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準10%低減）		非課税	非課税
10 01~09に該当しないもの		2.0%	2.0%

※ ☆☆☆☆：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車

☆☆☆：平成30年排出ガス基準25%低減または平成17年排出ガス基準50%低減達成車